

令和8年度社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、関係法令等に照らし法人運営等の適否を具体的に検討することにより、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

2 監査事項

監査事項は、指導監査ガイドライン(社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙)に基づくものとする。

3 一般監査

(1) 対象法人及び実施時期

別府市長が所轄庁となる35法人のうち11法人を対象とし、令和8年9月から令和9年3月にかけて順次実施する。

上記の11法人(以下「対象法人」という。)は、別府市社会福祉法人指導監査実施要綱(平成25年別府市告示第96号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により、3年に1回の一般監査を行うものとした法人である。

(2) 一般監査の通知及び資料の提出

ア 一般監査を実施する期日等の通知

要綱第8条の規定による一般監査を実施する期日等の通知は、対象法人に対し、当該期日の1か月前までに行う。

イ 一般監査に係る事前資料の提出

上記アの期日等の通知を行う際に、要綱第9条第2項の規定により、一般監査に係る資料を事前に提出するよう求める。当該資料の提出期日は、上記期日のおおむね14日前までとする。

(3) 一般監査の実施場所

一般監査は、対象法人の事務所等の実地で実施する。

(4) 指導監査結果の処理

ア 指導監査の結果の講評

指導監査の結果の講評は、要綱第11条第1項の規定により、対象法人の理事長、監事及び関係職員の出席を求めて行う。

イ 指導監査結果の通知

指導監査の結果、是正又は改善を要する指摘事項については、要綱第 11 条第 3 項の規定により、その内容及び改善方法等を具体的に文書で対象法人の理事長に通知する。

ウ 文書で報告を求める場合の期日

前記イの是正又は改善を要する指摘事項のうち、適切な措置を講じ、その結果を文書で当庁に報告するよう求めるものがある場合、要綱第 11 条第 4 項で規定する当該報告の期限は、原則として 1 か月以内とする。

エ 是正改善の状況の確認

上記ウの報告の内容をもとに、是正又は改善を要する指摘事項に関し、適切な措置が講じられているかについて確認を行う。

上記ウの報告を求めるほか、要綱第 11 条第 4 項の規定により、必要に応じてその状況を確認する等の措置をとるものとする。

4 特別監査

特別監査は、要綱第 6 条の規定により、正当な理由なく前号の一般監査を拒否した法人又は運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施し、重大な問題等の改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

5 一般監査の重点事項

(1) 対象法人共通の重点事項

指導監査ガイドラインの項目		監査事項
I	法人運営	ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反
I-1-1	定款	定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。
I-1-2		定款の変更が所定の手続を経て行われているか。
I-3-(1)-1	評議員・ 評議員会	法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
I-3-(1)-2		評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。
I-3-(2)-1		評議員会の招集が適正に行われているか。
I-3-(2)-2		決議が適正に行われているか。
I-3-(2)-3		評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。
I-3-(2)-4		決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。
I-4-(2)-1		理事
I-4-(3)-1	理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	
I-4-(3)-2	理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	
I-5-(2)-1	監事	法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
I-5-(2)-2		監事となることができない者が選任されていないか。
I-5-(2)-3		法に定める者が含まれているか。
I-5-(3)-1		法令に定めるところにより業務を行っているか。
I-6-(1)-1	理事会	理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。
I-6-(1)-2		理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。
I-6-(1)-3		理事への権限の委任は適切に行われているか。
I-6-(1)-4		法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。
I-6-(2)-1		法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。
Ⅲ-2-(1)-1	資産管理	基本財産の管理運用が適切になされているか。
Ⅲ-3-(2)-1	会計管理	経理規程を制定しているか。
Ⅲ-3-(3)-2		会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。
Ⅲ-3-(3)-3		計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。
Ⅲ-3-(5)-1		注記が法令に基づき適正に作成されているか。
Ⅲ-3-(5)-2		附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。
Ⅲ-4-(4)-3	その他	当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。
Ⅲ-4-(4)-4		契約等が適正に行われているか。

(2) 各対象法人の重点事項

前回の指導監査の結果、是正又は改善を要するとされた指摘事項